

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月12日
【発行者の名称】	クリニファー株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸田 晃平
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号 OMMビル5階
【電話番号】	06-6941-0232 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員財務管理ユニット本部長 越光 滋
【担当 J—A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J—A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J—A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J—A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2025年10月7日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。
当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

クリニファー株式会社

<https://clinipharm.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—A d v i s e r が重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ—A d v i s e r を選任する必要があります。J—A d v i s e r の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	3,481,527	3,526,310	3,585,611
経常利益 (千円)	196,347	172,153	175,840
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△94,383	△613,401	190,260
包括利益 (千円)	△94,383	△640,065	147,758
純資産額 (千円)	1,508,364	868,299	1,016,057
総資産額 (千円)	2,833,909	2,279,901	2,662,045
1株当たり純資産額 (円)	1,508.36	868.30	1,016.06
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△94.38	△613.40	190.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.2	38.1	38.2
自己資本利益率 (%)	△6.3	△51.6	20.2
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	141,541	87,616	96,487
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△95,587	△388,468	△341,798
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	288,911	△2,435	193,406
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,497,166	1,193,947	1,142,519
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	13 (10)	15 (15)	15 (12)

- (注) 1. 当社は第7期より連結財務諸表を作成しております。
2. 第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は連結グループ就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 2024年11月28日付で普通株式1株につき500株及び2025年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これらの株式分割が第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
6. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第9期の連結財務諸表について、監査法人F R I Qの監査を受けておりますが、第7期及び第8期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社グループは、当社及び光成薬品株式会社の2社で構成されております。当社グループの源流となる医薬品販売を個人事業として1946年頃より始めていた戸田日出男が、1952年7月に大阪府大阪市中央区で光成薬品株式会社（現当社連結子会社）を設立し法人化いたしました。その後、医薬品卸事業を国内へ拡大させてまいりました。2017年に、光成薬品株式会社のグループ会社として新規事業の展開を目的に、ヘルステック株式会社（のちにHTG株式会社へ、さらにクリニファースト株式会社へ商号変更。現当社）を設立しております。

光成薬品株式会社の設立以降、当社グループの現在に至るまでの沿革は以下のとおりであります。

年月	沿革
1952年7月	光成薬品株の創業者 戸田日出男が1946年から個人事業として営んでいた医薬品販売業を法人化し、主として医薬品卸売業を行う目的で大阪市中央区に光成薬品株を設立
1992年7月	PCなど取扱品の多角化に伴い光成薬品株からコーチ株へ商号変更
2008年6月	医薬品卸売業への事業集約に伴いコーチ株から光成薬品株へ商号変更
2010年4月	光成薬品株の医薬品卸売業の海外拠点として、光成薬品株の100%子会社としてKOSEI PHARMA UK Limitedをイギリスに設立
2016年11月	KOSEI PHARMA UK Limitedの事業拡大に伴いコールセンター事業を行う海外拠点として、同社の100%子会社としてKosei Pharma Private Limitedをインドに設立
2016年12月	当社代表取締役社長である戸田晃平が、主に医薬品輸出を取扱う医薬品卸売業のスターファーマ株を大阪市中央区に設立
2017年1月	当社代表取締役社長である戸田晃平が医薬品卸売業及び関連事業の多角展開を目的に、ヘルステック株（現当社）を東京都千代田区に設立
2017年3月	当社代表取締役社長である戸田晃平が、ヘルステック株（現当社）にスターファーマ株の全株式を譲渡
2017年12月	当社の医薬品卸売業の海外拠点とする目的で、ヘルステック株（現当社）が51%を出資して台湾光成薬業有限公司を台湾に設立。なお、残り49%は川崎学氏が出資する共同出資会社として設立
2018年9月	ヘルステック株からHTG株（現当社）へ商号変更
2018年12月	組織再編を行う目的で、HTG株（現当社）はスターファーマ株の全事業を光成薬品株に事業譲渡
2019年6月	HTG株（現当社）はスターファーマ株を清算
2019年10月	HTG株（現当社）は東京都千代田区から大阪市中央区へ本店移転
2020年3月	光成薬品株の100%子会社としてイギリスで設立したKOSEI PHARMA UK Limitedは、イギリスのEU離脱の影響で撤退を決め、特別清算の申立てを行う
2020年6月	KOSEI PHARMA UK Limitedが、特別清算の一環としてインドの100%子会社のKosei Pharma Private Limitedの株式を、親会社の光成薬品株に譲渡
2021年3月	HTG株（現当社）、光成薬品株が適格株式交換による組織再編により、HTG株（現当社）の100%子会社が光成薬品株となる
2021年8月	HTG株（現当社）は、51%出資の子会社であった台湾光成薬業有限公司の全出資持分を光成薬品株に譲渡。なお、残り49%は川崎学氏が引き続き出資する共同出資会社
2021年9月	光成薬品株は、海外向けECプラットフォーム「synapse」をリリース
2022年11月	HTG株（現当社）からクリニファー株へ商号変更
2022年12月	光成薬品株は、国内医薬品ECプラットフォーム「光成マーケット」をリリース
2024年3月	光成薬品株は、海外医薬品の拠点としての役割の見直しから台湾光成薬業有限公司の全出資持分を、川崎学氏に譲渡。その結果、台湾光成薬業有限公司は当社グループから外れる
2025年2月	当社及び光成薬品株は、本社を現在の所在地に移転

2025年4月	KOSEI PHARMA UK Limitedの清算結了
2025年6月	Kosei Pharma Private Limitedが会社閉鎖(strike off)による登記抹消申請を法人登記局に提出

3 【事業の内容】

当社グループは、企業理念として「We will achieve smooth global access to medicines (医薬品の流通を円滑にする)」を掲げております。中核事業会社である光成薬品株式会社は、設立以来70年以上にわたり、医薬品の安定供給と効率的な流通の実現に取り組んできました。国内外の医療機関、薬局、医薬品卸との協業のもと、医薬品流通の専門家として、社会の健康インフラを支える役割を果たしています。

当社グループは、医薬品ECプラットフォームの運営・システム開発・保守およびグループ経営管理を担う当社と、その完全子会社である光成薬品株式会社（販売実務・調達・商品管理等を担う事業会社）の2社で構成されており、グループ全体として「医薬品卸売事業」を主たる事業としております。当社グループは単一セグメントでありながら、国内外双方に向けた事業領域を有し、ECシステムとリアルな調達・販売業務が連動した体制を構築しています。

当社グループは、日本の医療用医薬品および一般用医薬品を、医療機関・薬局・同業卸など、適切な許認可を有する国内外の顧客に提供する医薬品卸売業者として、多様な流通ニーズに対応しています。現在は、ネット注文に加えて、電話・メール・FAXなど従来型の受注手段も併用し、安定的かつ柔軟な供給体制を維持しています。

その中でも、当社が近年特に力を注いでいるのが、医薬品流通のDX（デジタルトランスフォーメーション）を具現化する国内外向けのECプラットフォーム「光成マーケット」および「synapse」です。これらは単なる受発注システムにとどまらず、業務の効率化・情報提供・在庫の再流通といった付加価値を備えた、当社グループの中核的なサービスとなっています。

【国内向け：医療用医薬品ECプラットフォーム「光成マーケット」】

「光成マーケット」は、医療用医薬品をはじめ、医療現場で使用される関連商品を一括して取り扱う業界特化型のECプラットフォームです。常時取り扱う医薬品は17,000点を超え、医療機関や調剤薬局が必要とする商品を1品から柔軟に発注できる点が最大の特徴となっています。

当プラットフォームは、当社グループが70年以上にわたり培ってきた流通ノウハウとネットワークを基盤としており、複数の仕入先や流通経路から最適な医薬品を迅速に調達する体制を支えています。さらに、品質管理体制の整った物流プロセスによってスピーディーな出荷を実現し、初回取引企業に対しても丁寧な支援を行うことで、高品質かつ安定したサービス提供に努めています。

光成マーケットは、医師・薬剤師などの医療従事者が行う煩雑な発注業務を簡素化・効率化し、本来の診療・調剤といった高付加価値業務に集中できる環境を提供します。2022年12月のリニューアル以降は、ユーザーの利便性がさらに向上し、取り扱い品目も大幅に拡充され、多様な購買ニーズに応えるワンストップ調達インフラとして進化を続けています。

また、単なる購買システムにとどまらず、情報提供機能にも強みを持っています。医薬品の供給停止や出荷調整情報を取り扱うほか、有効成分による同効成分検索機能や医薬品添付文書の閲覧機能などを備え、発注時の判断を支援する情報基盤として高い評価を得ています。これらの独自機能は特許（特許第7465023号）を取得しております、当社の技術力を象徴しています。

加えて、発注ミスや処方変更により発生した医薬品の余剰在庫（いわゆる「不動在庫」）については、取引先が余剰在庫を売却できる仕組みも提供しています。これにより、在庫資源の有効活用と廃棄抑制を両立し、医療現場の合理化にも貢献しています。

結果として、光成マーケットは医療機関や薬局の業務効率化に寄与し、医薬品の安定供給と持続可能な流通環境の実現に貢献しています。

【海外向け：日本製医療用医薬品データベース「synapse」】

「synapse」は、日本で承認された医療用医薬品の情報を英語で網羅的に掲載し、海外の医療機関、医薬品輸入業者、研究機関などを対象に、製品情報の提供から見積請求・発注支援までを一貫して提供する、当社独自のグローバル情報提供プラットフォームです。

本データベースでは、商品名や製造企業名に加えて、有効成分（API）による検索にも対応。国際的な標準に基づいた成分表記を採用しており、海外ユーザーが求める情報に迅速かつ正確にアクセスできます。製品詳細、承認情

報、剤形、包装単位、保存条件などの情報も含めて一覧性高く整理されており、輸入検討の初期段階から実務レベルの調達判断までを強力にサポートします。

また、見積請求や発注機能にも対応しており、必要な製品の価格確認から調達依頼、発注までのプロセスをワンストップで完結可能。初めて日本からの調達を検討する企業にとっても、取引までの障壁を大きく下げる構造となっています。

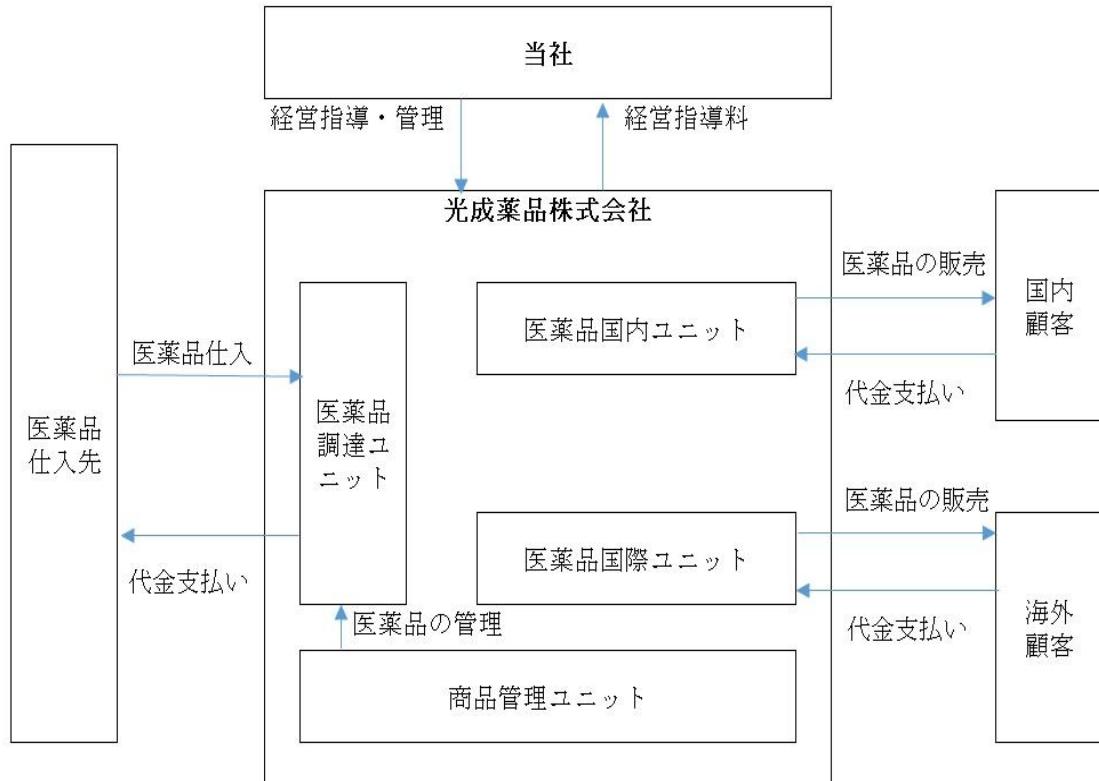
調達および物流の基盤には、当社グループが展開する国内向けBtoB医薬品受発注システム「光成マーケット」で培ったノウハウを活用。品質確保、納期管理、書類対応等を含め、初回取引企業にも万全の支援体制を構築しています。

この「synapse」は、医薬品情報提供および調達支援の仕組みに関する特許（特許第7303575号）を取得しており、当社グループの高い技術力と国際対応力を象徴するプロダクトです。すでに累計50ヵ国・約300社以上の企業との取引実績を有し、信頼と実績に裏付けられたプラットフォームとして、世界中のユーザーに活用されています。

当社グループは、今後も「synapse」を通じて、日本の医療用医薬品を必要とする世界中の地域と人々をつなぎ、国境を越えた医薬品アクセスの向上に貢献してまいります。

これらの取り組みを通じて、当社グループは、国内外の医薬品流通の最適化を追求し、医療現場の円滑な供給体制を支え、社会の医療環境の改善に寄与してまいります。さらに、医薬品流通のデジタルトランスフォーメーションを推進し、最新技術とリアルな現場の融合によって、柔軟性と信頼性を兼ね備えた高度な流通基盤を一層強化していきます。これにより、多様化する顧客ニーズや地域特性に即したサービスを提供し、医療現場の効率化やコスト削減にも貢献してまいります。変化の激しい医療・流通環境に適応しつつ、幅広い顧客層と地域社会の期待に応える企業グループを目指し、さらなる成長を目指してまいります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 光成薬品株式会社 (注) 2、3	大阪府大阪市中央区	10,000	医薬品卸売事業	100	役員の兼任 2名、経営指導の受託、本社賃貸借契約の保証人

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 光成薬品株式会社は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	3,585,611 千円
	経常利益	156,969 千円
	当期純利益	115,743 千円
	純資産額	714,065 千円
	総資産額	1,935,851 千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
医薬品卸売事業	13 (12)
合計	13 (12)

(注) 1. 従業員数は連結グループ就業人員であり、臨時雇用者数は、直近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 上表には使用人兼務取締役は含んでおりません。

3. 当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年8月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
4 (1)	46	3.3	5,485

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、臨時従業員の給与は含まれておりません。

3. 上表には使用人兼務取締役は含んでおりません。

4. 当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における国内経済は、コロナ禍の影響が緩和し、経済活動の正常化が進展する一方、依然として様々な課題が残る状況となりました。特に医療業界では、少子高齢化の進展や医薬品ニーズの多様化が進み、当社グループをはじめとする医薬品卸売業界においても、柔軟な対応と迅速なサービス提供が求められました。こうした環境下、当社グループは医療機関・薬局への安定した医薬品供給を最重要課題と位置づけ、デジタル化の推進を通じたECサイトの拡充や物流・在庫管理の効率化に注力しました。その結果、会員制ECサイトの国内・海外向け登録会員数がそれぞれ24%、15%増加するなど、顧客基盤の拡大を実現しました。一方、メーカー欠品や出荷調整による品薄傾向により、主力商品の供給不足が発生し顧客受注への十分な対応が困難となる場面も見られました。また、メーカー・卸間の価格調整化や安価品の入荷減少、競合の台頭による価格競争の激化、さらにはジェネリック医薬品への切り替え加速による顧客単価低下など、経営環境は一層厳しさを増しました。

こうした状況を背景として、当連結会計年度の売上高は3,585,611千円（前年同期比1.7%増）、株式上場準備費用や本社移転費用の発生等もあり営業利益は147,748千円（同11.6%減）、経常利益は175,840千円（同2.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は190,260千円（前連結会計年度は613,401千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。なお、当社グループは医薬品卸事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は1,142,519千円となり、前連結会計年度末に比べ51,428千円減少しました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は96,487千円（前年同期は87,616千円の獲得）となりました。これは主に、棚卸資産の増加額102,744千円の支出があった一方、税金等調整前当期純利益199,146千円、減価償却費33,783千円を計上したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は341,798千円（前年同期は388,468千円の支出）となりました。これは主に、固定資産の取得による支出43,662千円、投資有価証券の取得による支出610,177千円があった一方、投資有価証券の売却による収入176,922千円があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は193,406千円となりました（前年同期は2,435千円の支出）。これは主に、長期借入れによる収入300,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出105,119千円があったことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態を取らないため、該当記載を省略しております。

(2) 受注実績

上記「(1) 生産実績」と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前期比（%）
医薬品卸売事業	3,585,611	101.7
合計	3,585,611	101.7

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がいないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

日本の医薬品市場は高齢化による需要増加と政府の医療費抑制策の間でバランスを模索しており、各企業は新たな価値創出と効率化を追求する必要があると言われています。とりわけ医薬品卸売業界は、物流効率化や新規事業の強化を進め、安定供給体制の強化や新たな収益源の確保を目指しています。さらに、デジタル技術の活用やAIの導入により業務効率化と収益率の向上が期待されています。こうした事業環境の中で次のような事業方針・戦略を課題として掲げ対処していく所存です。

(1) 医薬品（モノ）と情報、2つの柱で事業を進めてまいります。

- ① 医薬品卸売事業：
メーカーと卸からの調達をさらに加速し、商品点数、在庫点数を拡充し、顧客満足度を高めてまいります。また、安定供給体制の強化に向けて、在庫管理システムの最適化や物流ネットワークの効率化を検討してまいります。
- ② 情報サービス：
現在、医薬品関連情報サービス事業およびSaaS事業については、将来的な事業化の可能性を見据えた検討・調査を進めております。医療機関や薬局のニーズに即した付加価値の高いサービスの実現に向け、引き続き企画・構想段階での検証を行い、収益源の多様化の一環としての可能性を模索してまいります。

(2) 市場競争力の獲得

競争優位性の確保として、特許戦略及び開発体制の速度アップを推進してまいります。また、業界動向や顧客ニーズの変化に迅速に対応できる体制の構築を目指します。さらに、医薬品流通における新たな課題に対応するため、柔軟な事業戦略の策定と実行に努めてまいります。

(3) 会社の認知と信用力向上

株式上場やIRをきっかけにして社会的認知や信用力の向上を目指してまいります。また、コーポレートガバナンスの強化や透明性の高い経営を推進し、ステークホルダーの皆様との信頼関係構築に努めてまいります。

(4) コスト競争力の確保

ECにさらに特化し、無駄な経費をかけないことで顧客還元を実現してまいります。また、業務の効率化を図るため、業務プロセスの継続的な見直しと最適化に取り組んでおります。あわせて、デジタル化の推進や業務自動化の可能性を継続的に検討し、将来的な生産性向上と経営効率の強化を目指してまいります。さらに、物流コストの削減に向けては、配送ルートの最適化や共同配送の可能性についても検討を進めてまいります。

これらの課題に取り組み、後述のリスク対策を講じることで、当社は変化する医薬品卸売業界において、持続可能な成長と社会的価値の創出を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本発行者情報の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 販売業等の許可について

当社グループは、医薬品卸売販売業者として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」といいます。）の規制を受けており、医薬品の販売には各都道府県知事からの許可が必要あります。この許可の取得および維持は、当社グループの事業継続にとって最重要課題の一つであり、許可が取り消しとなった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

医薬品卸売販売業の許可取得および維持には、適切な構造設備（衛生的で安全な保管設備等）の整備、資格を有する管理者の配置、適切な販売体制の整備など、厳格な要件を満たす必要があります。これらの要件を満たさない場合や、欠格事由に該当する場合、法令違反があった場合には、許可が取り消される可能性があります。また、当社グループは、薬機法をはじめとする関連法規の遵守が求められており、法令違反が発生した場合には許可取消のリスクがあります。さらに、医薬品の品質管理や安全管理に問題が生じた場合も、同様のリスクが存在します。医薬品卸売販売業許可の有効期間は6年であり、更新時に要件を満たさない場合、更新できない可能性があります。このため、常に許可要件を満たす体制を維持し、適切に更新手続きを行う必要があります。

本発行者情報公表日現在、当社グループは、免許及び許可の要件、各法令の遵守に努めており、免許及び許可の取消事由に該当する事実はございません。

なお、当社の許認可等の有効期間、その他法令により定められているものは下表のとおりであります。

(光成薬品株式会社)

許認可等の名称	登録番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由
医薬品販売業許可（卸売販売業（小規模卸））	第B12362号	2025年2月25日～ 2031年2月24日	薬機法	同法第75条
高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可	第24N00253号	2025年2月25日～ 2031年2月24日	薬機法	同法第75条
動物用医薬品卸売販売業許可	第I-1774号	2025年5月22日～ 2031年5月21日	薬機法	同法第75条
毒物劇物一般販売業登録	第24H00096号	2025年2月25日～ 2031年2月24日	毒物及び劇物取締法	同法第19条

(2) 医薬品供給不足問題による受注機会損失について

当社グループは、医薬品卸売販売業者として、医療機関や薬局に対して医薬品を供給する重要な役割を担っております。しかし、世界情勢の変動、感染症の拡大、自然災害、調達先での事故、またジェネリック医薬品業界の問題など、多岐にわたる外部要因により、医薬品の仕入れに遅れや縮小が生じるリスクがあります。特に医薬品業界では、新型コロナウイルス感染症の流行で顕著になった原薬の供給不安や、医薬品メーカーの品質問題による生産停止がジェネリック医薬品の供給不安を常態化させています。これらの要因により、当社グループが取り扱う医薬品の約2割以上が「限定出荷」や「供給停止」の状態にあり、医療機関や薬局からの注文に十分に対応できない状況が続いている。この状況が長期化すると、当社グループの受注機会の損失につながり、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。さらに、医薬品の原料・原薬の海外依存度が高いことも新たなリスク要因となっています。国際情勢の変化により、原料・原薬の供給が不安定になる可能性があり、これが医薬品の安定供給を脅かす要因となっています。

(3) 医療費抑制政策強化による医薬品価格下落について

当社グループは、医薬品卸売販売業者として、薬価基準及び医療費抑制政策の影響を受ける立場にあります。近年の医療政策の変化により、薬価改定の頻度が増加しており、これに伴い市場実勢価格の反映が医薬品の販売価格に影響を与えています。また、より経済性の高いジェネリック医薬品への置き換えが進んでいることも、当社グループが取り扱う医薬品の価格に変動をもたらしています。これらの要因は、取引先との価格交渉の機会を増加させ、業務負荷が高まるこにもつながっています。このような状況において、当社グループの取り扱う医薬品の価格は変動傾向にあり、売上高と利益に直接的な影響を与える可能性があります。特に、医薬品の仕入価格と販売価格の差額（薬価差）の変動は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 中小取引先の廃業等、仕入先減少について

当社グループは、医薬品卸売販売業者として多様な仕入先との取引関係を構築してきましたが、近年の業界動向により、中小の取引先が直面する課題が増加しています。

医薬品卸業界では、大手企業による市場シェアの寡占化や、薬価改定による収益性の低下など、厳しい経営環境が続いている。この状況下で、中小の医薬品メーカーや卸売業者は事業継続の困難に直面しており、後継者不在による廃業や大手企業への身売りが増加傾向にあります。これらの要因により、当社グループの仕入先が減少するリスクが高まっています。仕入先の減少は、取扱商品の多様性低下や調達コストの上昇につながる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 市場環境の変化と競合他社について

当社グループは、医薬品卸売業において独自の強みを持つ一方で、国内外に多数の競合他社が存在します。これらの競合他社の中には、資本力、商品調達力、価格競争力などにおいて当社グループより優位に立つ企業もあります。特に、海外向け医薬品輸出事業においては、競合他社が同様のビジネスモデルを模倣し、市場シェアを奪う可能性があります。

また、大手企業が新たに参入することによって価格競争が激化し、当社グループの利益率に影響を与えるリスクも考えられます。さらに、現地の規制変更や為替変動に対する対応力の差が生じた場合、当社グループは競争上不利な立場に置かれることができます。これらの要因によって、当社グループが販売競争で劣勢に立たされると、期待通りに商品を提供できない、または現在の受注水準を維持できない事態が生じる可能性があります。その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業の展開について

当社グループは、医薬品卸売業を取り巻く環境の変化に対応し、持続的な成長を実現するため、既存の医薬品卸売事業に加えて新規事業の開発に積極的に取り組んでおります。具体的には、医療情報サービスの提供やヘルスケア関連製品の取り扱い拡大など、医療・健康分野における新たな価値創造を目指しております。新規事業への取り組みは、既存の医薬品卸売事業と比較してリスクが高いことを認識しておりますが、医療費抑制策や流通改善ガイドラインの影響を受けやすい現在の事業構造を改善し、企業価値の更なる向上を図るために不可欠であると考えております。

(7) 物流コストの上昇について

当社グループは、商品配送の大部分を大手物流業者に委託しております。近年、物流業界全体で人手不足や働き方改革への対応が進む中、物流コストの上昇が顕著となっております。特に、トラック運送業界における労働環境の変化に伴い、物流業者の運賃・料金体系の見直しが予想されています。これは、ドライバーの労働時間管理の厳格化や人材確保のためのコスト増加が主な要因となっています。

当社グループでは、安定的な医薬品供給を維持するため、複数の物流業者との良好な取引関係の維持に努めるとともに、配送の効率化や共同配送の検討など、物流コスト抑制のための施策を進めております。また、医療機関や薬局との協力のもと、配送リードタイムの延長や時間指定納品の緩和などの対応も模索しております。しかしながら、今後、既存物流業者からの大幅な送料の値上げ要請や、物流業界全体のコスト構造の変化が生じた場合、当社グループの事業収益性に影響を及ぼす可能性があります。また、物流コストの上昇分を販売価格に転嫁できない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 外国為替変動について

当社グループは、海外への輸出を行っており、為替相場の変動が業績に影響を与える可能性があります。輸出売上高は当社グループの売上高の一定割合を占めており、為替レートの変動は直接的に業績に影響を及ぼします。特に、円高が進行した場合には、海外市場における当社グループ取扱製品の価格競争力が低下する恐れがあります。また、外貨建ての輸出売上高を円換算する際には、為替レートの変動によってその額が減少することも考えられます。

当社グループでは、為替変動リスクに対する認識を持ち、その影響を最小限に抑えるよう努めておりますが、中長期的な為替相場の変動や急激な為替変動に対しては、完全にリスクを回避することは難しい状況です。さらに、為替相場の変動は輸出取引だけでなく国内取引にも影響を及ぼす可能性があります。円安が進行すると、輸入原料を使用した医薬品の仕入れ価格が上昇し、当社グループの利益率に影響を与えることがあります。また、仕入先からの値上げ要請が増えることで、これらのコスト増加を販売価格に転嫁できない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 海外販売に関するリスク

当社グループの売上高の約20.8%が海外向けの売上であり、販売先は欧州をはじめ、中東、アジア、北米、南米及びアフリカなど多岐に亘っており、これらの地域の大規模な自然災害（地震、水害等）、感染症の流行、テロ・紛争等の予期せぬ事態が発生し、サプライチェーンの混乱や業務の停止が生じた場合、顧客へのサービス提供や製・商品出荷等の停止など、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) コンピュータ情報セキュリティ及びシステム障害について

当社グループは、国内外の法人向け医薬品卸売事業においてECサイトを主力販売チャネルとして活用してお

り、受発注や在庫管理、配送指示などの基幹業務システムをインターネット通信網に大きく依存しております。このため、顧客情報や取引データなどの機密情報を適切に管理し、情報セキュリティを確保することが事業継続の最重要課題の一つとなっています。サイバー攻撃の手法は日々巧妙化しており、不正アクセスによる情報漏洩、システム障害、不正ログインなどのリスクが想定されます。また、自然災害や事故等によりインターネット通信網が遮断された場合や、アクセス急増に伴うサーバーダウンの際には、医薬品の適切な供給に支障が生じる可能性があります。これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定人物への依存について

当社代表取締役である戸田晃平氏は、当社の大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。戸田晃平氏は長年の経験と業界知識を有し、当社グループの事業運営に大きな影響力を持っています。また、当社グループの事業運営は、少数精銳の経営陣と主要部門の責任者によって支えられています。これらの人物は、それぞれが専門分野において豊富な経験と高度な知識を有しており、当社グループの競争力の源泉となっています。しかしながら、現状において、何らかの理由により戸田晃平氏や主要な経営陣、部門責任者が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 優秀な人材の確保と育成について

当社グループは、医薬品卸売販売業における事業拡大のため、専門的な知識と技術を持つ人材の確保と育成が不可欠であると認識しております。積極的な採用活動や社内教育プログラムの充実を通じて、必要な人材の確保に努めています。しかしながら、労働市場の変化や競合他社との人材獲得競争の激化により、適切な人材を十分に確保できない可能性があります。また、在職中の従業員が退職するなどした場合には、当社グループの事業拡大に制約が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報漏洩について

当社グループは、国内向けECサイト「光成マーケット」および海外向けECサイト「synapse」の会員情報として医療機関、薬局、その他の法人顧客に関する個人情報を保有しております。これらの情報は、医薬品卸売販売業を営む当社グループにとって極めて重要かつ機密性の高い情報です。

当社グループでは、これらの個人情報の管理について、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、社内規程の整備、管理体制の構築、外部からの不正アクセス防止対策の実施等を講じております。また、従業員に対しては定期的に個人情報保護に関する教育を実施し、情報セキュリティ意識の向上と個人情報の漏洩や不正使用の未然防止に努めています。しかしながら、サイバー攻撃、人為的ミス、または不正行為等により、当社グループが保有する個人情報が漏洩した場合、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 訴訟、不祥事及びレピュテーションについて

当社グループは、医薬品卸売販売業者として法令遵守を重視した事業活動を行っておりますが、取引先や顧客を相手方とする各種クレームの発生、訴訟、係争、またこれらに起因する損害賠償請求の当事者となる可能性があります。特に、医薬品の品質や安全性に関する問題が生じた場合、重大な影響を及ぼす可能性があります。これらの法的手続に関連して多額の費用を支出し、また、事業活動に支障をきたす恐れがあります。万が一、当社グループに不利な司法判断等がなされた場合には、当社グループの経営成績および社会的信用に悪影響を与える可能性があります。

(15) 自然災害、事故等について

当社グループは、医薬品卸売販売業者として社会インフラの一端を担う企業として、自然災害、火災、感染症の流行等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定に取り組んでおります。具体的には、災害時の対応マニュアルの整備、従業員の安否確認システムの構築、重要業務の優先順位付けなど、様々な準備を進めております。また、大規模災害時における医薬品の安定供給を確保するため、取引先との連携強化、在庫管理体制の見直し、緊急時の連絡体制の整備など、多角的なアプローチで事業継続体制の強化に努めています。しかしながら、想定を超える大規模な地震や台風などの自然災害、大規模な火災、新たな感染症の世界的流行（パンデミック）、戦争、テロ行為、政情不安等が発生した場合、当社グループの事業所や物流網が被害を受け、事業活動の停止や医薬品の供給不能等の事態が生じる可能性があります。このような事態が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) J-Adviser 契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となつた重要な事項等

が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行つた場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合は、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行つたことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行つた場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないし cの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行つた場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でな

いと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③b の規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなつた場合又は委託しないこととなることが確実となつた場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなつた場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行なう割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要す

る旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑯株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑯反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑰その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いづれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合は、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いづれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は1,626,989千円となり、前連結会計年度末に比べ74,643千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が51,428千円減少した一方、売掛金が25,682千円、商品が102,718千円それぞれ増加したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は1,035,055千円となり、前連結会計年度末に比べ307,500千円増加いたしまし

た。これは主に建物が18,809千円、投資有価証券が398,819千円増加した一方、投資その他の資産のその他が82,533千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は595,147千円となり、前連結会計年度末に比べ321,753千円増加いたしました。これは主に買掛金が4,374千円、一年内返済予定の長期借入金が278,210千円、契約負債が10,593千円それぞれ増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は1,050,840千円となり、前連結会計年度末に比べ87,368千円減少いたしました。これは主に長期借入金が83,329千円、リース債務が1,474千円それぞれ減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,016,057千円となり、前連結会計年度末に比べ147,758千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益190,260千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2025年10月7日）から12ヶ月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であることを確認しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは47,558千円の設備投資を行っています。主な内訳(建設仮勘定からの振替額を含む)は本社移転に伴う建物付属設備21,967千円及び工具器具備品4,132千円、ECサイトの機能追加等によるソフトウェア19,995千円であります。なお、当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物 及び構築物	工具器具 備品	その他	リース資産	ソフト ウェア	合計	
本社(大阪府大阪市中央区)	本社事務所	21,689	3,902	478	—	6,431	32,502	4 (1)

(注) 1. 従業員数の臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 本社事務所は、賃借しております。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 及び構築物	車両及び 工具器具 備品	その他	リース資産	ソフト ウェア	合計	
光成薬品株式会社	本社 (大阪府大阪市中央区)	本社事務所	0	4,713	330	2,010	69,124	76,178	11 (11)

(注) 従業員数の臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	100,000	1,000,000	非上場	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	100,000	1,000,000	—	—

- (注) 1. 2024年11月26日開催の取締役会決議により、2024年11月28日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより、発行済株式総数は99,800株増加し、100,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,992,000株増加し、4,000,000株となっております。
2. 2025年6月30日開催の臨時株主総会決議により、2025年7月1日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。2025年5月29日開催の取締役会決議により、2025年7月1日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより、発行済株式総数は900,000株増加し、1,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2024年11月26日 臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,930	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,930 (注) 1	29,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	14,174 (注) 2	1,418
新株予約権の行使期間	2026年11月27日から 2034年11月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,174 資本組入額 7,087	発行価格 1,418 資本組入額 709
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか(注)2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数につ

いては、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権発行時において当社取締役又は従業員若しくは当社子会社の従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(注)3に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使期間の満了日までとする。

⑥ 講渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得

「新株予約権の取得条項:①当社は、新株予約権の割当を受けた者が(注)3に定める規定により、権利行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。②当社株主総会又は取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が承認された場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。」に準

じて決定する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「資本金及び資本準備金に関する事項：①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。」に準じて決定する。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年11月28日 (注1)	99,800	100,000	—	10,000	—	10,000
2025年7月1日 (注2)	900,000	1,000,000	—	10,000	—	10,000

(注) 1 2024年11月28日付で普通株式1株を500株に分割しており、発行済株式総数は99,800株増加し、100,000株となっております。

2 2025年7月1日付で普通株式1株を10株に分割しており、発行済株式総数は900,000株増加し1,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年7月1日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	2	2	
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	

(注) 2024年11月28日付で普通株式1株を500株に、2025年7月1日付で1株を10株に分割しております。また、2025年7月1日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年7月1日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,000,000	10,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

(注) 1. 2024年11月26日開催の取締役会決議により2024年11月28日付で普通株式1株を500株に分割しております。また2025年5月29日開催の取締役会の決議により2025年7月1日付で普通株式1株を10株に分割しております。これらの結果、完全議決権株式数（その他）及び発行済株式総数はそれぞれ1,000,000株となっております。

2. 2025年7月1日付で定款変更を行い、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2024年11月26日臨時株主総会決議）

決議年月日	2024年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	計16名（取締役3名、従業員3名、子会社従業員10名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営の重要な課題として位置づけ業績向上に努めています。また経営基盤の強化及び事業の安定並びに事業展開に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主への安定配当と配当水準向上に努めることを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

しかしながら、株主に対する利益還元は経営上の重要課題の一つとして捉えております。業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存ではありますが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

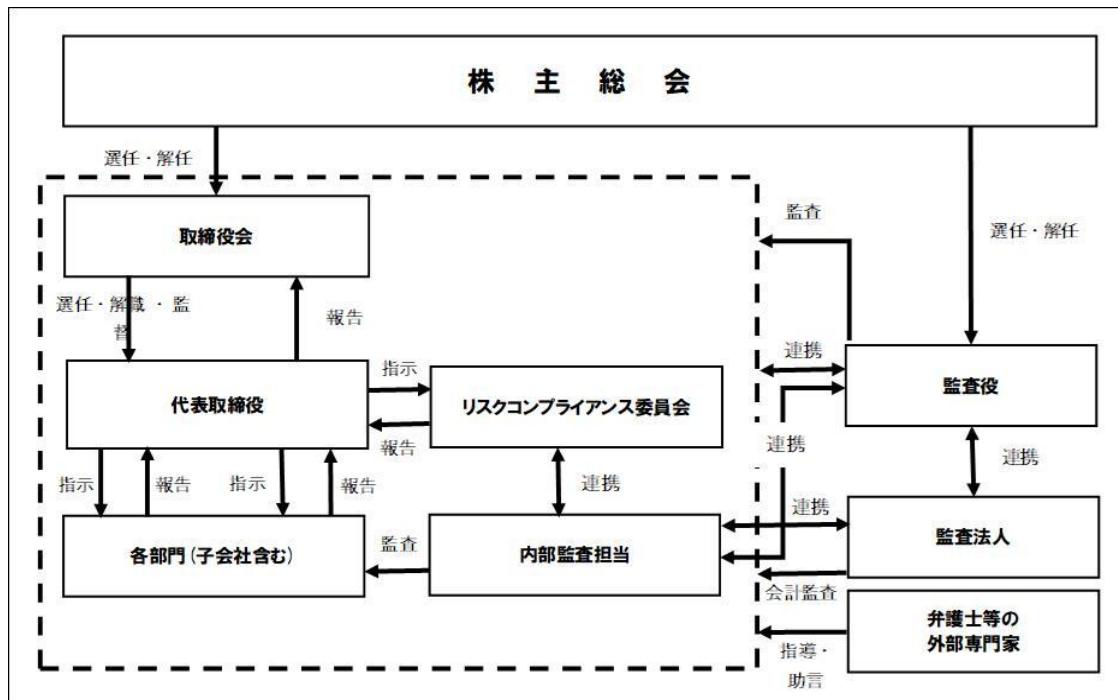
男性 5 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	戸田 晃平	1976年7月23日	2000年4月 2017年1月 2018年5月 2019年11月	光成薬品株式会社入社 ヘルステック株式会社(現当社)設立 代表取締役社長就任(現任) 光成薬品株式会社 代表取締役社長就任(現任) third eye株式会社(現カムナ株式会社)設立 代表取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 6	966,000
取締役	副社長 経営戦略 ユニット 本部長	戸田 さおり	1973年8月14日	2013年12月 2016年5月 2018年6月 2021年3月 2025年1月	光成薬品株式会社 取締役就任 同社 常務取締役就任 同社 取締役副社長就任(現任) 当社 取締役副社長就任(現任) 当社 経営戦略ユニット本部長就任(現任)	(注) 1	(注) 6	34,000
取締役	常務 執行役員 財務管理 ユニット 本部長	越光 滋	1959年7月9日	1982年4月 2014年10月 2018年10月 2022年5月 2024年5月 2025年1月	株式会社ミドリ十字(現田辺三菱製薬株式会社)入社 千寿製薬株式会社入社 海外事業管理部長就任 同社 執行役員海外事業本部長就任 当社入社、執行役員就任 当社 取締役常務執行役員就任(現任) 当社 財務管理ユニット本部長就任(現任)	(注) 1	(注) 6	—
取締役	執行役員	長井 大輝	1969年1月22日	1992年4月 2002年10月 2024年5月	小林製薬株式会社入社 ヨーセル株式会社(現光成薬品株式会社)入社 当社 取締役執行役員就任(現任) 光成薬品株式会社 執行役員(現任) 医薬品国内ユニット本部長(現任) 兼医薬品調達ユニット本部長就任	(注) 1	(注) 6	—
社外 取締役	(非常勤)	佐伯 直輝	1954年1月7日	1994年7月 2011年7月 2015年6月 2019年6月 2020年7月 2024年5月	佐伯公認会計士・税理士事務所開設所長就任(現任) 四国松山凜監査法人 代表社員最高経営責任者就任(現任) 三浦工業株式会社 社外取締役(監査等委員)就任 株式会社田窪工業所 社外監査役就任(現任) 光成薬品株式会社 社外監査役就任 当社 社外取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 6	—
社外 監査役	(非常勤)	田辺 隆司	1951年4月14日	1978年4月 2002年10月 2004年7月 2007年10月 2008年10月 2024年5月	株式会社ミドリ十字(現田辺三菱製薬株式会社)入社 株式会社三菱ウェルファーマ(現田辺三菱製薬株式会社) 経理部長就任 同社 経理部長兼経理運営センター長就任 同社(現田辺三菱製薬株式会社) 内部統制推進部長就任 同社 監査部長就任 当社 社外監査役就任(現任)	(注) 2	(注) 6	—
計							—	1,000,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年6月30日開催の臨時株主総会において重任により選任され、2025年7月1日付で就任した時から、2029年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。なお、本重任は、2025年7月1日付で効力を生じる定款変更により株式の譲渡制限が解除されることに伴うものです。
2. 監査役の任期は、2025年6月30日開催の臨時株主総会において重任により選任され、2025年7月1日付で就任した時から、2029年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。なお、本重任は、2025年7月1日付で効力を生じる定款変更により株式の譲渡制限が解除されることに伴うものです。
3. 取締役副社長戸田さおりは、代表取締役社長戸田晃平の実姉であります。
4. 取締役 佐伯直輝は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。
5. 監査役 田辺隆司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 2025年3月期における役員報酬の総額は84,900千円を支給しております。
7. 2025年7月1日開催の臨時株主総会決議により、2025年7月1日付で普通株式1株を10株に分割しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値の最大化を図るために、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要な経営課題であると認識しております。こうした認識のもと、当社グループでは、以下のようなコーポレート・ガバナンスに係る諸施策を通じて公明正大で健全性、透明性の確保された経営を可能とする組織体制を構築しております。また企業の社会的責任を強く意識した社員教育や、職場環境整備を行い、社員ひとりひとりの倫理観を醸成しながら、コンプライアンスについても徹底していきたいと考えております。

② 会社の機関の内容およびコーポレートガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は計5名（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。代表取締役社長を議長とし、月1回の定期取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用し、本発行者情報公表日時点での監査役1名（うち社外監査役1名）で構成されております。

監査役は、取締役会の重要会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

3) 会計監査

当社は監査法人FRIQと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年3月期において監査を執行した公認会計士は佐藤稔幸氏、遠藤基弘氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

4) 内部監査

当社グループは、代表取締役社長直轄の内部監査担当を選定し、内部監査を実施しております。内部監査担当者が他部署を兼任する場合は、内部監査担当者が所属する部署については内部監査担当者が所属する部署以外から内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役社長に報告を行うとともに、被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、改善点などにつき、改善指導を行うことで事業運営の効率化及び適正化に努めております。

また、内部監査担当、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしております。

5) 諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、諮問委員会を設置しております。

諮問委員会は、社外取締役1名、社内取締役1名及び社外監査役1名で構成され、運営がなされております。

6) リスクコンプライアンス委員会

リスクコンプライアンス委員会は、代表取締役社長、取締役副社長、各ユニット本部長、各チーム長、マネージャー及びその他代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、代表取締役社長が議長となり、原則として四半期に1回開催し、法令及び諸規則の遵守、誠実かつ公正な企業活動の実践に努めております。また、リスク管理においては、必要な情報の共有化を図り、主要な検討結果や重要なリスク案件にかかる対処方針を決定しております。

③ 内部統制システムの整備の状況について

当社グループは、職務権限規程に厳密に従い、業務を適切に分担することで、特定の組織や個人に業務や権限が集中することを防ぎ、内部のバランスを保ちます。これにより、内部の牽制機能が適切に機能し、組織全体が効率的かつ円滑に運営される環境を整えています。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、財務管理ユニットが主管部署として、内部監査規程及び内部監査基本計画、内部監査実施計画等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役1名は、内部監査担当より監査実施状況について隨時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

また、監査法人による監査、監査役監査、内部監査それぞれの実効性や効率を高めるために、三様監査等の場で三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携を取れる場を定期的に設けております。

⑤ 社外取締役および社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名を選任しております。社外取締役佐伯氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、また日本公認会計士協会元理事、監査法人の代表社員最高経営責任者であり、それらに基づく助言を通じ、経営に対する監視、監督機能を担っております。同氏と当社グループとの間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外監査役1名を選任しております。社外監査役田辺隆司氏は、製薬会社において経理業務、監査業務に携わった経験があり、製薬会社・監査業務に関する知見に基づく助言を通じ、経営に対する監視、監督機能を担っております。同氏と当社グループとの間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう取引関係等を考慮した上で選任しております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として財務管理ユニットが情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	賞与	ストックオプシ ョン(注)	
取締役(社外取 締役を除く)	81,800	42,800	39,000	—	4
監査役(社外監 査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	3,100	3,100	—	—	2

(注) 取締役に対してストックオプションを交付しております。当該ストックオプションの内容は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(9)【ストックオプション制度の内容】」に記載のとおりです。なお、ストックオプション付与日時点において当社は未公開企業であり、ストックオプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上をしておりません。

⑧ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般的な取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役の員数は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑪ 株主総会の特別決議

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の2分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役の責任免除及び責任限定契約の内容

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにするため会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,000	1,500
連結子会社	—	—
計	8,000	1,500

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

非監査業務の内容は、予備調査業務等であります。

④【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人F R I Qにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,193,947	1,142,519
売掛金	105,943	131,625
商品	187,048	289,766
その他	65,407	63,077
流動資産合計	1,552,346	1,626,989
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,690	40,657
減価償却累計額	△16,049	△19,208
建物（純額）	2,640	21,449
その他	76,015	80,286
減価償却累計額	△65,412	△69,660
その他（純額）	10,603	10,626
建設仮勘定	4,285	808
有形固定資産合計	17,528	32,884
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	441,788	840,607
繰延税金資産	45,622	45,428
その他	※1 140,395	※1 57,862
貸倒引当金	△7,702	△17,282
投資その他の資産合計	620,104	926,615
固定資産合計	727,555	1,035,055
資産合計	2,279,901	2,662,045

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,780	16,154
短期借入金	※2 100,000	※2 100,000
一年内返済予定の長期借入金	101,786	379,996
未払法人税等	172	7,344
契約負債	20,947	31,540
その他	38,707	60,112
流動負債合計	273,394	595,147
固定負債		
長期借入金	1,020,008	936,679
リース債務	1,876	402
資産除去債務	11,520	11,520
その他	104,804	102,239
固定負債合計	1,138,208	1,050,840
負債合計	1,411,602	1,645,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	6,746	6,746
利益剰余金	878,216	1,068,477
株主資本合計	894,963	1,085,223
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△26,664	△69,166
その他の包括利益累計額合計	△26,664	△69,166
純資産合計	868,299	1,016,057
負債純資産合計	2,279,901	2,662,045

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
売上高	※1 3,526,310	※1 3,585,611
売上原価	2,852,136	2,920,821
売上総利益	674,174	664,789
販売費及び一般管理費	※2 506,981	※2 517,041
営業利益	167,193	147,748
営業外収益		
受取利息	2,296	13,993
受取配当金	208	1,010
為替差益	2,503	1,908
投資有価証券売却益	3,009	10,692
投資有価証券評価益	5,355	—
業務受託料	—	15,000
その他	6,223	13,432
営業外収益合計	19,596	56,037
営業外費用		
支払利息	6,546	6,554
貸倒引当金繰入額	7,702	9,580
固定資産除却損	—	8,500
その他	387	3,309
営業外費用合計	14,636	27,944
経常利益	172,153	175,840
特別利益		
固定資産売却益	589	—
その他投資売却益	—	27,422
特別利益合計	589	27,422
特別損失		
子会社清算損失	346,640	4,116
投資有価証券評価損	210,356	—
役員退職金	158,434	—
減損損失	3,602	—
その他	2,272	—
特別損失合計	721,306	4,116
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△548,563	199,146
法人税、住民税及び事業税	290	7,388
法人税等調整額	64,547	1,497
法人税等合計	64,838	8,885
当期純利益又は当期純損失（△）	△613,401	190,260
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△613,401	190,260

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）	△613,401	190,260
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△26,664	△42,502
その他の包括利益合計	※ △26,664	※ △42,502
包括利益	△640,065	147,758
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△640,065	147,758
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	6,746	1,491,618	1,508,364
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△613,401	△613,401
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△613,401	△613,401
当期末残高	10,000	6,746	878,216	894,963

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	—	—	1,508,364
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△613,401
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△26,664	△26,664	△26,664
当期変動額合計	△26,664	△26,664	△640,065
当期末残高	△26,664	△26,664	868,299

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	6,746	878,216	894,963
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期 純利益			190,260	190,260
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	190,260	190,260
当期末残高	10,000	6,746	1,068,477	1,085,223

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△26,664	△26,664	868,299
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期 純利益			190,260
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△42,502	△42,502	△42,502
当期変動額合計	△42,502	△42,502	147,758
当期末残高	△69,166	△69,166	1,016,057

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△548,563	199,146
減価償却費	37,160	33,783
固定資産除却損	—	8,500
子会社清算損失	346,640	4,116
その他投資売却益（△は益）	—	△27,422
投資有価証券評価損	210,356	—
役員退職金	158,434	—
減損損失	3,602	—
受取利息及び受取配当金	△2,505	△15,003
為替差損益（△は益）	△2,503	△1,908
投資有価証券売却損益	△3,009	△10,692
投資有価証券評価益	△5,355	—
業務受託料	—	△15,000
支払利息	6,546	6,554
貸倒引当金の増減額（△は減少）	7,702	9,580
売上債権の増減額（△は増加）	△24,885	△25,682
棚卸資産の増減額（△は増加）	△18,984	△102,744
仕入債務の増減額（△は減少）	2,598	4,373
その他	△74,656	23,203
小計	92,578	90,805
利息及び配当金の受取額	2,505	13,894
利息の支払額	△6,546	△6,554
法人税等の支払額	△920	△1,657
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,616	96,487
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△40,605	△43,662
投資有価証券の取得による支出	△296,809	△610,177
投資有価証券の売却による収入	33,622	176,922
短期貸付金の回収による収入	15,000	15,000
長期貸付金の回収による収入	—	18,881
敷金及び保証金の差入による支出	—	△36,934
敷金及び保証金の回収による収入	323	—
その他	△100,000	138,172
投資活動によるキャッシュ・フロー	△388,468	△341,798
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	100,000	—
長期借入れによる収入	100,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△205,919	△105,119
その他	3,484	△1,474
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,435	193,406
現金及び現金同等物に係る換算差額	68	476
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△303,218	△51,428
現金及び現金同等物の期首残高	1,497,166	1,193,947
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,193,947	※ 1,142,519

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称
光成薬品株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社
KOSEI PHARMA UK Limited
Kosei Pharma Private Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社 2 社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社

KOSEI PHARMA UK Limited
Kosei Pharma Private Limited
(持分法を適用しない理由)
当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品
先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年
機械装置及び運搬具 4～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に拠っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

顧客との契約に基づき顧客に医薬品を引き渡すことを履行義務として識別しております。この履行義務については、医薬品が顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されると判断しております。国内取引については、出荷時から医薬品の支配が顧客に移転される時までの期間は通常の期間であると判断しているため、出荷時点で収益を認識しております。海外取引については、貿易条件に基づいて医薬品の支配が顧客に移転された時点で収益を認識しております。取引価格については顧客との契約に基づき算定しております。なお、当社グループは代理人としての取引を行っていないことから、医薬品の引き渡しと交換に当社グループが権利を得ると見込む対価の総額を収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	45,622千円	45,428千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画に基づき行われており、過年度の実績や将来の需要を勘案して見積った売上予測等の重要な仮定が含まれております。将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

2025年3月期の連結財務諸表作成時点において、既に公表されているものの、当社グループが未だ適用していない主な会計基準等は以下のとおりです。

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの

です。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リース会計に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資その他の資産その他（株式）	9,945千円	0千円

※2 当社及び連結子会社（光成薬品株式会社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額の総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	100,000千円	100,000千円
差引額	300,000千円	300,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
役員報酬	109,800千円	93,500千円
給料手当	103,148	103,361

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△28,571	△41,199
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	△28,571	△41,199
法人税等及び税効果額	△1,907	1,302
その他有価証券評価差額金	△26,664	△42,502
その他の包括利益合計	△26,664	△42,502

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	200	99,800	—	100,000
合計	200	99,800	—	100,000
自己株式				
普通株式（注）	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（注）普通株式の株式数の増加99,800株は、2024年11月28日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行ったことによるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回新株予約権（ストック・オプションとして）	普通株式	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

（注）第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
現金及び預金勘定	1,193,947千円	1,142,519千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	1,193,947	1,142,519

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

当社グループが利用する基幹業務システムサーバーであり、リース資産として計上されております。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	—	44,754
1年超	—	115,616
合計	—	160,371

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資金運用規則を定め安全かつ確実な運用を徹底する方針であり、一時的な余剰資金については流動性の高い金融資産又は元本の安全性の高い金融商品で運用しております。また資金調達については主に自己資金又は銀行等の金融機関からの借入により調達しております。なおデリバティブ取引に関してはヘッジを目的とする場合を除き行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、純投資を目的として国内外の上場株式及び国内の非上場株式、並びに国内外の社債を保有しております。上場株式は市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式は投資先企業の信用リスクに晒されております。また、社債は投資先企業の信用リスクと金利市場リスクに晒されております。更に、外国株式と外国債券は為替リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に運転資金とする目的として調達したものであり、償還日及び返済期日は決算日後、最長で4年10ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、市場金利等の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務である買掛金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(*2)	338,658	338,658	—
資産計	338,658	338,658	—
(1) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	1,221,794	1,218,594	△3,199
負債計	1,221,794	1,218,594	△3,199

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	23,497
組合等への出資	79,633

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(*2)	724,911	724,911	—
資産計	724,911	724,911	—
(1) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	1,316,675	1,299,141	△17,533
負債計	1,316,675	1,299,141	△17,533

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	23,497
組合等への出資	92,198

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,193,947	—	—	—
売掛金	105,943	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	100,000	121,120	105,980
合計	1,299,891	100,000	121,120	105,980

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,142,519	—	—	—
売掛金	131,625	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	219,624	—	104,671
合計	1,274,144	219,624	—	104,671

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	101,786	379,996	579,996	56,683	—	—
リース債務	1,608	1,608	268	—	—	—
合計	203,394	381,604	580,264	56,683	—	—

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	379,996	579,996	56,683	—	300,000	—
リース債務	1,608	402	—	—	—	—
合計	481,604	580,398	56,683	—	300,000	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	52,200	—	—	52,200
資産計	52,200	—	—	52,200

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	46,320	678,591	—	724,911
資産計	46,320	678,951	—	724,911

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	—	1,218,594	—	1,218,594
負債計	—	1,218,594	—	1,218,594

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	—	1,299,141	—	1,299,141
負債計	—	1,299,141	—	1,299,141

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は、市場の取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。投資事業有限責任組合の出資持分相当額については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、非上場株式は、市場価格がないことから、記載しておりません。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2024年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	38,006	32,500	5,505
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	38,006	32,500	5,505
	(1) 株式	52,200	80,000	△27,800
	(2) 債券			
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	248,451	250,913	△2,461
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	300,651	330,913	△29,461
合計		338,658	363,413	△23,956

- (注) 1. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額79,633千円）は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に定める取扱いを適用し、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額23,497千円）は、市場価格がない株式等であることから、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	109,498	107,793	1,704
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	109,498	107,793	1,704
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	70,875	112,500	△41,625
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	544,537	573,178	△28,641
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	615,412	685,678	△70,266
合計		724,911	793,471	△68,562

- (注) 1. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額92,198千円）は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に定める取扱いを適用し、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額23,497千円）は、市場価格がない株式等であることから、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	33,622	3,009	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	33,622	3,009	—

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	131,255	11,830	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	45,666	—	1,137
合計	176,922	11,830	1,137

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

前連結会計年度において、有価証券について203,514千円（その他有価証券の株式 203,514千円）減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2024年11月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員3名 子会社従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式2,930株
付与日	2024年11月29日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年11月27日～2034年11月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
決議年月日	2024年11月26日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	2,930
失効	—
権利確定	—
未確定残	2,930
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
決議年月日	2024年11月26日
権利行使価格 (円)	14,257
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2025年7月1日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の権利行使価格及び付与日における公正な評価単価は分割前の内容を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当該株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価方法は、簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) ストック・オプション付与時における当社は未公開企業であったため、付与時における単位あたりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)1	41,300千円	87,635千円
棚卸資産評価損	1,639	437
投資有価証券評価損	72,869	72,227
貸倒引当金	2,669	6,099
子会社株式評価損	120,349	6,659
出資金	15,055	15,498
長期未払金	37,203	37,173
その他	14,019	32,745
繰延税金資産小計	305,106	258,477
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	—	△57,396
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△257,576	△155,047
評価性引当額小計	△257,576	△212,444
繰延税金資産合計	47,530	46,033
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,907	△605
繰延税金負債合計	△1,907	△605
繰延税金資産(負債)の純額	45,622	45,428

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	41,300	41,300
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	—	41,300	41,300

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2. 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見積等により回収可能性があると判断しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	87,635	87,635
評価性引当額	—	—	—	—	—	△57,396	△57,396
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	—	30,238	30,238

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2. 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見積等により回収可能性があると判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	—%	34.65%
(調整)		
住民税均等割	—	0.14
評価性引当額の増減	—	△28.15
繰越欠損金の控除	—	△1.25
その他	—	△0.93
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	4.46

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.65%から35.49%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	81,057	105,943
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	105,943	131,625
契約負債（期首残高）	42,545	20,947
契約負債（期末残高）	20,947	31,540

契約負債は、主に、医薬品卸売事業において、顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

单一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

	医薬品卸売事業		合計
	国内	海外	
外部顧客への売上高	2,764,861	761,449	3,526,310

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

单一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

	医薬品卸売事業		合計
	国内	海外	
外部顧客への売上高	2,837,207	748,404	3,585,611

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社 (当該会社の子会社を含む)	カムナ株式会社	大阪府 大阪市 中央区	5,000	不動産の投資、賃貸、売買及び管理業	—	不動産の賃借及び業務の受託	地代家賃	27,911	流動資産その他の（前払費用）	2,558
							雑収入	3,200	流動資産その他の（未収入金）	400
役員	戸田晃平	大阪府 大阪市 北区	—	—	—	当社代表取締役社長	資金の貸付	15,000	—	—
							受取利息	35	—	—

（注）前連結会計年度の役員への貸付金は、短期貸付金で、月単位で利息を精算する契約となっておりました。

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社 (当該会社の子会社を含む)	カムナ株式会社	大阪府 大阪市 中央区	5,000	不動産の投資、賃貸、売買及び管理業	—	不動産の賃借	地代家賃	27,911	流動資産その他の（前払費用）	2,558

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は本社事務所として不動産を賃借しております。地代家賃の金額は近隣での類似物件の家賃相場を勘案し合理的に決定しております。新本社では、関連当事者取引は解消済みとなっております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	868円30銭	1,016円06銭
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)	△613円40銭	190円26銭

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2024年11月28日付で普通株式 1 株につき500株及び2025年7月1日付で普通株式 1 株につき10株の株式分割を行っております。これらの株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算出しております。
3. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△613,401	190,260
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△613,401	190,260
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権 1 種類(新株予約権の個数2,930個)。詳細は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年5月29日開催の取締役会の決議に基づき、2025年7月1日付で株式分割を行っております。また、2025年6月30日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年7月1日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1 単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式 1 株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	100,000株
今回の分割により増加する株式数	900,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年7月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	0.852	—
1年以内に返済予定の長期借入金	101,786	379,996	0.612	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,608	1,608	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,020,008	936,679	0.644	2025年～2030年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,876	402	—	2026年6月30日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,225,278	1,418,685	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	579,996	56,683	—	300,000
リース債務	402	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店（注1）</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://clinipharm.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年 12月3日	戸田 晃平	大阪府大阪市中央区	特別利害関係者（当社の代表取締役社長）	戸田 さおり	兵庫県芦屋市	特別利害関係者（当社の取締役副社長）	3,400	—	経営意識向上のための贈与

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2025年3月31日）から起算して2年前（2023年4月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。
2. 2025年7月1日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の移動株数は分割前の内容を記載しております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2024年11月29日
種類	第1回新株予約権
発行数	普通株式 29,300株
発行価格	1,418円
資本組入額	709円
発行価額の総額	41,547,400円
資本組入額の総額	20,773,700円
発行方法	2024年11月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

- ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6ヶ月を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。
- ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は205年3月31日であります。

(注) 2. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1,418円
行使期間	2026年11月27日から2034年11月26日まで
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	第一部 企業情報 第5【発行者の状況】(1)【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】に記載のとおりであります。

(注) 3. 2025年7月1日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記の発行価格、資本組入額、発行価格の総額、資本組入額の総額、行使時の払込金額は、分割後の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
長井 大輝	兵庫県宝塚市	会社役員	5,000	7,090,000 (1,418)	特別利害関係者等 (当社取締役)
越光 滋	滋賀県大津市	会社役員	4,600	6,522,800 (1,418)	特別利害関係者等 (当社取締役)
立花 佳子	大阪府大阪市港区	会社員	3,000	4,254,000 (1,418)	当社子会社従業員
奥村 香澄	兵庫県尼崎市	会社員	2,300	3,261,400 (1,418)	当社子会社従業員
松本 敏弘	大阪府守口市	会社員	2,000	2,836,000 (1,418)	当社従業員
宮田 英美子	奈良県奈良市	会社員	1,900	2,694,200 (1,418)	当社子会社従業員
長見 祐也	兵庫県宝塚市	会社員	1,900	2,694,200 (1,418)	当社子会社従業員
石田 真美	大阪府大阪市東住吉区	会社員	1,400	1,985,200 (1,418)	当社子会社従業員
根本 健	大阪府池田市	会社員	1,400	1,985,200 (1,418)	当社子会社従業員
西川 慎吾	大阪府藤井寺市	会社員	1,300	1,843,400 (1,418)	当社子会社従業員
土居 佳奈	大阪府枚方市	会社員	1,200	1,701,600 (1,418)	当社子会社従業員
佐伯 直輝	愛媛県西条市	会社役員	1,000	1,418,000 (1,418)	特別利害関係者等 (当社取締役)
木下 裕也	大阪府大阪市中央区	会社員	800	1,134,400 (1,418)	当社従業員
加藤 悅子	大阪府大阪市福島区	会社員	600	850,800 (1,418)	当社子会社従業員
錦織 秀樹	大阪府松原市	会社員	500	709,000 (1,418)	当社従業員
濱野 さくら	大阪府豊中市	会社員	400	567,200 (1,418)	当社子会社従業員

(注) 当社子会社とは光成薬品株式会社を指します。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
戸田 晃平 (注) 1. 2	大阪府大阪市中央区	966,000	96.6
戸田 さおり (注) 1. 2. 3	兵庫県芦屋市	34,000	3.4
長井 大輝 (注) 4	兵庫県宝塚市	5,000 (5,000)	0.49 (0.49)
越光 滋 (注) 4	滋賀県大津市	4,600 (4,600)	0.45 (0.45)
立花 佳子 (注) 5	大阪府大阪市港区	3,000 (3,000)	0.29 (0.29)
奥村 香澄 (注) 5	兵庫県尼崎市	2,300 (2,300)	0.22 (0.22)
松本 敏弘 (注) 5	大阪府守口市	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
宮田 英美子 (注) 5	奈良県奈良市	1,900 (1,900)	0.18 (0.18)
長見 祐也 (注) 5	兵庫県宝塚市	1,900 (1,900)	0.18 (0.18)
石田 真美 (注) 5	大阪府大阪市東住吉区	1,400 (1,400)	0.14 (0.14)
根本 健 (注) 5	大阪府池田市	1,400 (1,400)	0.14 (0.14)
西川 慎吾 (注) 5	大阪府藤井寺市	1,300 (1,300)	0.13 (0.13)
土居 佳奈 (注) 5	大阪府枚方市	1,200 (1,200)	0.12 (0.12)
佐伯 直輝 (注) 4	愛媛県西条市	1,000 (1,000)	0.10 (0.10)
木下 裕也 (注) 5	大阪府大阪市中央区	800 (800)	0.08 (0.08)
加藤 悅子 (注) 5	大阪府大阪市福島区	600 (600)	0.06 (0.06)
錦織 秀樹 (注) 5	大阪府松原市	500 (500)	0.05 (0.05)
濱野 さくら (注) 5	大阪府豊中市	400 (400)	0.04 (0.04)
計	—	1,029,300 (29,300)	100.00 (2.85)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
 3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等以内の親族）
 4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 5. 当社及び当社子会社の従業員
 6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております

独立監査人の監査報告書

2025年9月5日

クリニファー株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 稔幸

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

遠藤 基弘

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクリニファー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリニファー株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上